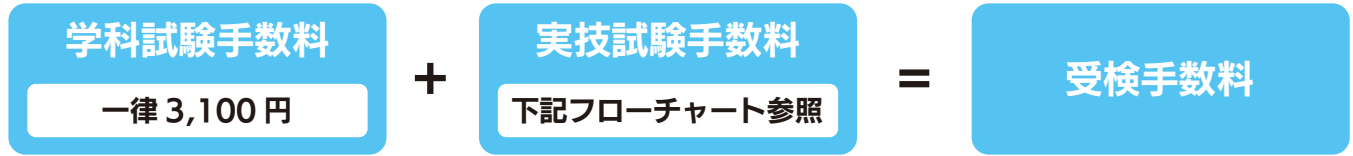


# 1 受検手数料の額

受検手数料から振込手数料を  
差し引かないでください

請求書は発行しません。なお、ご不明な点は当協会までお問い合わせください。

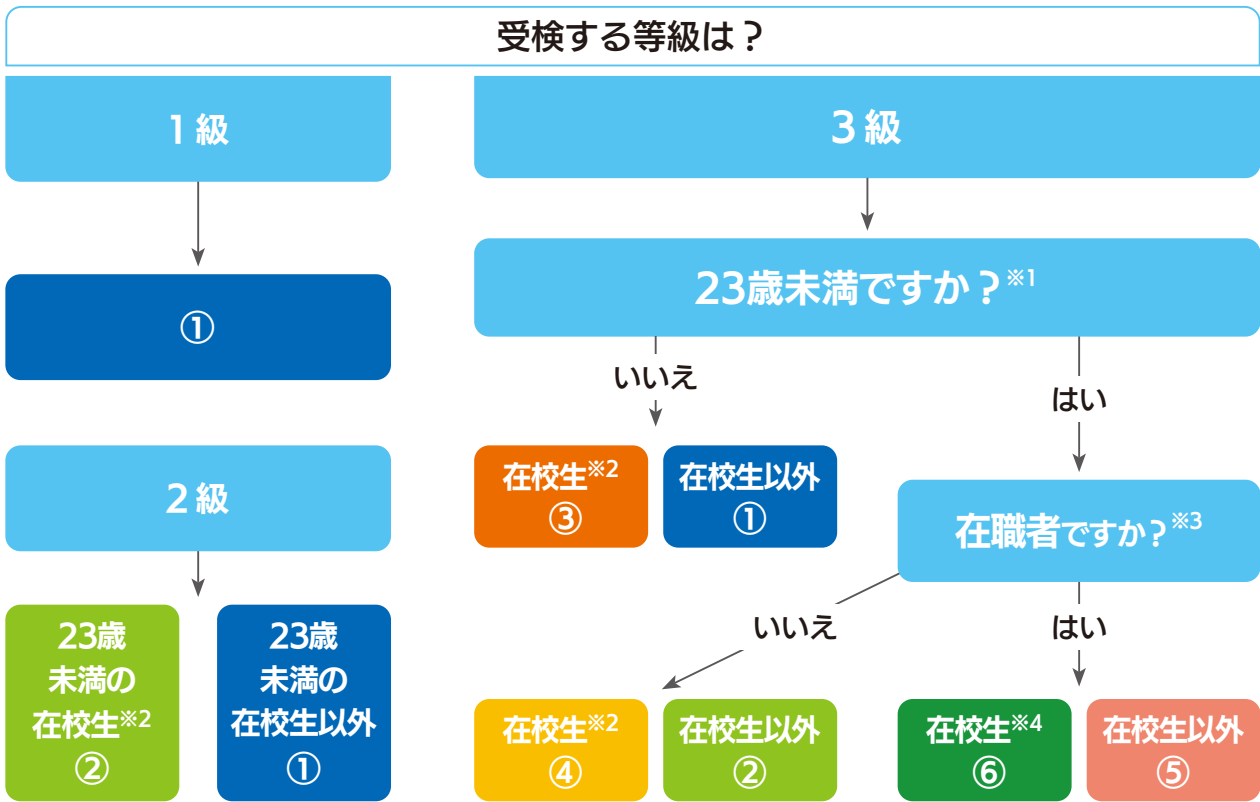
## 1 全体（学科・実技を受検する場合）



## 2 学科試験手数料

全員（等級・年齢に関係なく）……………3,100 円

## 3 実技試験手数料（以下フローチャート図参照）



| 実技試験手数料区分         | ①        | ②        | ③        | ④       | ⑤       | ⑥       |
|-------------------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 下記以外              | 18,200 円 | 13,700 円 | 12,100 円 | 7,600 円 | 9,200 円 | 3,100 円 |
| ●機械検査<br>●婦人子供服製造 | 15,100 円 | 10,600 円 | 10,100 円 | 5,600 円 | 6,100 円 | 2,900 円 |

- ※1 23歳未満：実技試験を受検する年度の4月1日時点で23歳に達していない方。（平成13年4月2日以降に生まれた方）ただし、出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する方を除く。
- ※2 在校生：公共職業訓練施設（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く）・認定職業訓練施設（就職している者を除く）の訓練生、高等学校・専修学校・各種学校・高等専門学校・短期大学・大学の在校生の方
- ※3 在職者：雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しが必要となります。添付がない場合は減免対象となりません。
- ※4 在職者かつ在校生：上記※2、※3に該当する方は、学生証等の写し及び雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しが必要となります。添付がない場合は減免対象となりません。